

公立大学法人滋賀県立大学地域連携推進本部規程

平成 19 年 12 月 4 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 117 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 8 条の 2 第 2 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学地域連携推進本部(以下「推進本部」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 推進本部は、本学における地域連携の一元的な窓口として、全学的な地域連携活動を総合的に推進することを目的とする。

(組織)

第 3 条 推進本部に、本部長、副本部長および本部員を置く。

- 2 本部長は、理事長をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 4 副本部長は、地域連携を所掌する理事および教育・学生支援を所掌する理事をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 本部員は、副理事長、副本部長の任にあたる理事以外の理事および学部長とする。

(本部員会議)

第 4 条 推進本部に、本学の地域連携活動に関する方針等の決定を行うため、本部員会議を置く。

- 2 本部員会議に関し、必要な事項は本部長が別に定める。

(事務)

第 5 条 推進本部の事務は、事務局地域連携推進グループにおいて行う。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、推進本部について必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この規程は、平成 19 年 12 月 4 日から施行する。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条関係)

付 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 公立大学法人滋賀県立大学社会貢献推進委員会規程は、廃止する。

付 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 (第 5 条関係)

付 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 (第 5 条関係)

付 則

この規程は、平成 28 年 1 月 5 日から施行する。 (第 3 条関係)